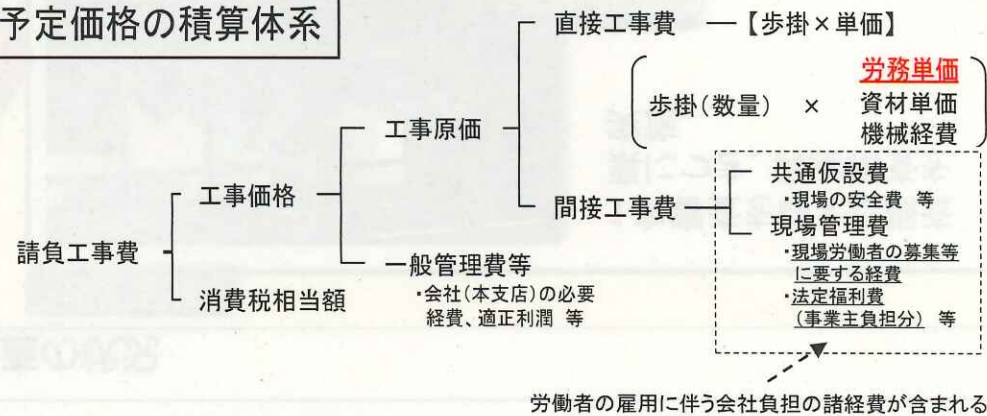


公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

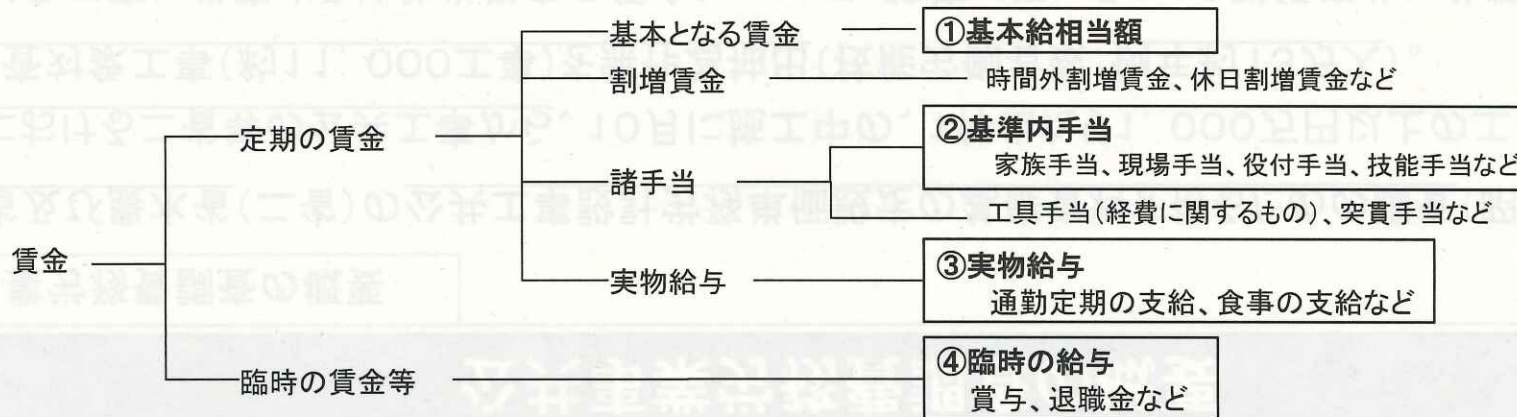
- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約13万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、**間接工事費**にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



公共事業労務費調査の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約11,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:例年約13万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入(9月~10月)。
- 調査対象企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査(11月)に持ち込み、調査員が面接形式にて、賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、厳密に賃金の実態を把握。

会場調査の状況

1次審査



全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。



2次審査



1次審査を終えた調査票につき、再度精査を実施。



1次審査で取りまとめた
工事毎・業者毎の調査票

公共事業労務費調査(10月調査)、公共工事設計労務単価の決定の流れ

資料1-3

① 調査対象工事の選定、
調査対象業者への通知(8月)

○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会(地方連絡協議会)において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に通知
 ・全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、無作為に約11千件を抽出。

② 現況調査の実施
③ 説明会の実施(9月~10月)

○各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認
 ○地方連絡協議会(事務局:各地方整備局等)において、調査対象者向け説明会の実施

④ 受注者及び下請会社において
調査票の記入(9月~10月)

○受注者及び下請会社において、工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入(少数標本職種は9月分の賃金も対象)
 ・調査対象者数:約13万人
 ・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

⑤ 調査票の審査(11月)

○地方連絡協議会が設置する調査会場(地方整備局本局、県庁、土木事務所等)において、受注者、下請会社が調査票を提出し、発注機関において審査
 ・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
 ・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却

⑥ 集計(12月~3月)

○地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局:国土交通省)に審査後の調査データを提出
 ○公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間8時間当たり賃金へ換算

⑦ 公共工事設計労務単価の決定・公表
(1月~3月)

○公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の決定・公表

予定価格の積算に使用

3-1

資料1-4

公共事業労務費調査(令和元年10月調査)スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2.1月	2月	3月
公共事業 労務費調査 連絡協議会	<連絡協議会事務局> (国土交通省) 説明会 (建設業者団体向け) 集計・単価決定・公表											
	<地方連絡協議会> (地整、県、独法等) 調査対象工事選定、 調査対象者への通知 現況調査 説明会 (調査対象者向け) 審査・集計											
調査対象者	説明会											
	① 工事選定、通知											
	② 現況調査											
③ 説明会開催												
⑤ 審査 集計 ⑥												
③ 説明会参加												
④ 調査票記入												
⑤ 審査 (調査票提出)												
⑥ 集計 ⑦ 単価決定・公表												

公共事業労務費調査（令和元年 10 月調査）に係る留意点

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。調査の精度、透明性を更に高めるため、下記事項を貴会傘下建設企業に周知願います。

○新規事項

1. 有給休暇の取得状況に関する調査

労働基準法が改正され、2019 年 4 月 から、全ての企業において、年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督を含む）に対して、年次有給休暇の日数うち年 5 日については、取得させることが義務付けられました。

このことを踏まえ、年間の有給休暇の取得状況を把握するための記入欄を設けておりますので記入及び確認資料の提示をお願いします。

2. 週休 2 日の導入等の休日拡大に関する調査

平成 29 年度の公共事業労務費調査より、週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う賃金支払いの実態を適切に設計労務単価に反映できるよう、調査を行っておりますが、より正確に実態を把握するために、発注者指定方式や受注者希望方式等、発注方式の違いについても区別することとします。なお、この調査項目については発注機関の調査員が記入を行いますので、調査対象企業は記入頂く必要はありません。

【参考】

発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取組むことを指定する方式

受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取組む旨を協議したうえで取り組む方式

また、週休 2 日の導入に伴う手当の支給については、本年の調査においても引き続き調査を行いますので、調査対象となった元請及び下請企業は、調査表に手当等を記入の上、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

① 週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う休業手当の支払いが確認できる書類

例) 賃金台帳における休業手当にかかる事由の付記

(付記例：週休 2 日／休日拡大 等)

② 週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う労働日数の変化が確認できる書類

例) 作業日報における休業・欠勤等にかかる事由の付記

(付記例：週休 2 日／休日拡大 等)

3. 外国人材の賃金実態に関する調査

深刻化する人手不足に対応するため、平成30年12月14日、新たな在留資格「特定技能」が創設されています。平成27年度より、時限的な措置として受け入れている外国人建設就労者に加えて、今後、日本人と同等の技能を持った外国人材の活躍が想定されます。

これらの外国人材の賃金については「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。」とされていることから、労務費調査の対象となります。日本人同様、調査票の作成をお願いするとともに、適切な賃金実態の把握のために、外国人材を把握する記入欄を設けておりますので、記入及び確認資料の提示をお願いします。

なお、外国人研修生及び技能実習生については、これまでの調査同様、労務費調査の対象となりません。

4. 法定福利費の明示状況に関する調査

本年5月15日に開催された「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」における重点課題として「見積り・契約各段階での法定福利費等の内訳明示の徹底・促進」が示されました。

公共事業労務費調査においては、社会保険の加入状況について、従前から調査を行っているところですが、今年度より、契約の段階において「請負者が、適切な労務費に基づく法定福利費が内訳明示された見積りを行い、注文者・請負者双方が合意して契約する」という原則が徹底されているかを把握するため、契約前の見積書と、契約時点の請負代金内訳書における法定福利費の明示状況を把握しますのでご協力をお願いいたします。

○継続事項

5. 賃金の正確な把握の徹底

公共事業労務調査では、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票の作成をお願いします。また、退職金等、不定期の賃金については、賃金台帳に記載されていない場合もあるため、記入漏れがないようお願いします。

6. 棄却率の改善

平成30年度公共事業労務費調査では、約3割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類

・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類

・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成30年度公共事業労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない・・・約25千標本(19%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約9千標本(7%)

7. 9月の賃金支払いの調査

標本確保のため、38職種については10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している場合にも、調査対象とし、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、調査にご協力をお願いします。

【参考】9月分の賃金支払いが調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	38職種に該当する労働者	9月 ※H22年度から実施

8. 標本の適切な分類

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や対面調査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築プロ

ック工、設備機械工

- (2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種
潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役
- (3) 「免許等」が必要と定義されている職種
電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員 A
- (4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種
普通作業員、トンネル作業員

9. 調査対象外の労働者の判断

- 見習・手元等の労働者については、原則として調査対象外になります。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者が否か判断してください。

【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

10. 公共事業労務費調査の協力義務について

- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載していますので協力をお願いします。
- 元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!(主なもの)

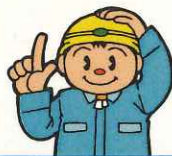
就業規則に定める
所定労働時間が法定の週40時間以内
であることの確認
ができない

賃金台帳に賃金の
受領を証明する押
印(または本人のサイン)がない

例)ただし、銀行の振込領収書がある方は除く

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例)作業日報、出勤簿等、銀行の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則^{*}に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにして下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印(または本人のサイン記入)を確実に行って下さい。

就業規則^{*}や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出て下さい。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

■平成30年10月調査データ集

表-1 主な棄却理由別標本構成比率(都道府県別)

表-2 主な棄却理由別標本数(経年変化一過去5年分)

主な棄却理由

A:調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B:貸金台帳等に貸金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C:就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

	都道府県名	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	3.1%	0.4%	12.6%	3.1%	80.7%
東北	2 青森県	0.6%	0.0%	10.4%	0.6%	88.3%
	3 岩手県	2.5%	0.0%	12.9%	1.4%	83.2%
	4 宮城県	1.1%	0.4%	20.9%	3.1%	74.4%
	5 秋田県	0.0%	0.0%	4.0%	0.7%	95.3%
	6 山形県	2.6%	0.1%	13.0%	1.1%	83.1%
	7 福島県	2.9%	0.5%	15.3%	2.7%	78.6%
	小計		1.7%	0.2%	13.5%	1.7%
関東	8 茨城県	4.1%	0.2%	26.8%	2.2%	66.8%
	9 栃木県	5.1%	0.0%	26.1%	2.8%	66.0%
	10 群馬県	2.6%	0.0%	10.0%	5.4%	81.9%
	11 埼玉県	10.8%	0.4%	28.1%	6.4%	54.3%
	12 千葉県	7.4%	1.1%	27.3%	4.5%	59.7%
	13 東京都	7.7%	0.4%	29.1%	5.2%	57.6%
	14 神奈川県	8.2%	0.2%	25.7%	5.9%	60.1%
	19 山梨県	4.0%	0.2%	17.4%	3.9%	74.5%
	20 長野県	2.8%	0.2%	18.3%	3.6%	75.1%
	小計		6.8%	0.3%	25.3%	4.9%
北陸	15 新潟県	3.2%	0.5%	10.7%	3.6%	82.0%
	16 富山県	6.4%	0.1%	8.0%	3.7%	81.9%
	17 石川県	2.3%	0.0%	9.6%	3.4%	84.7%
小計		3.7%	0.3%	9.9%	3.6%	82.5%
中部	21 岐阜県	6.3%	0.0%	19.4%	2.5%	71.7%
	22 静岡県	6.9%	0.2%	18.7%	4.3%	69.8%
	23 愛知県	8.7%	1.1%	26.2%	5.5%	58.4%
	24 三重県	7.9%	0.0%	23.6%	4.6%	63.9%
小計		7.5%	0.4%	21.9%	4.4%	65.7%
近畿	18 福井県	4.6%	0.4%	12.0%	4.4%	78.6%
	25 滋賀県	14.3%	0.5%	33.3%	3.8%	48.0%
	26 京都府	18.9%	1.7%	25.5%	3.1%	50.9%
	27 大阪府	16.2%	1.7%	26.4%	3.6%	52.1%
	28 兵庫県	13.1%	0.7%	24.6%	2.7%	58.9%
	29 奈良県	13.8%	2.1%	33.3%	3.7%	47.0%
30 和歌山県	11.8%	0.3%	21.0%	10.1%	56.7%	
小計		13.2%	1.0%	23.9%	4.2%	57.7%
中国	31 鳥取県	8.2%	0.2%	9.9%	13.7%	68.0%
	32 島根県	2.0%	0.4%	9.2%	8.4%	79.9%
	33 岡山県	8.0%	0.0%	17.2%	17.0%	57.8%
	34 広島県	4.5%	0.0%	15.8%	15.3%	64.4%
	35 山口県	6.1%	0.9%	20.0%	13.3%	59.7%
小計		5.5%	0.3%	14.2%	13.2%	66.8%
四国	36 徳島県	10.1%	0.1%	20.3%	2.5%	67.1%
	37 香川県	8.5%	1.1%	16.1%	3.1%	71.2%
	38 愛媛県	13.1%	0.6%	13.1%	1.5%	71.6%
	39 高知県	4.1%	0.2%	6.7%	2.1%	86.8%
	小計		8.3%	0.4%	13.0%	2.2%
九州	40 福岡県	10.2%	1.4%	28.0%	2.3%	58.1%
	41 佐賀県	10.2%	0.0%	15.7%	0.4%	73.7%
	42 長崎県	7.4%	0.2%	14.8%	1.1%	76.5%
	43 熊本県	7.1%	0.6%	20.4%	1.9%	70.0%
	44 大分県	9.0%	0.6%	13.2%	2.2%	75.0%
	45 宮崎県	5.2%	0.6%	17.4%	1.0%	75.8%
46 鹿児島県	4.4%	0.2%	12.1%	7.6%	75.7%	
小計		7.7%	0.6%	18.7%	2.4%	70.5%
沖縄	47 沖縄県	4.1%	0.4%	15.3%	7.8%	72.4%
全国計		6.6%	0.5%	18.8%	4.4%	69.7%

	標本数(人) : 上段、構成比率(%) : 下段					
	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	
調査対象標本	160,831	161,349	150,450	143,806	130,758	
	100%	100%	100%	100%	100%	
棄却理由	棄却理由A	15,179	13,964	11,905	10,304	8,691
		9.4%	8.7%	7.9%	7.2%	6.6%
	棄却理由B	1,593	1,172	887	904	601
		1.0%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%
	棄却理由C	35,197	33,885	30,680	27,728	24,543
	21.9%	21.0%	20.4%	19.3%	18.8%	
その他の棄却理由	2,220	2,485	2,553	4,695	5,750	
	1.4%	1.5%	1.7%	3.3%	4.4%	
有効標本	106,642	109,843	104,425	100,175	91,173	
	66.3%	68.1%	69.4%	69.7%	69.7%	

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について

参考1

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映**（H25より継続）
- (3) 今回の公表から、全職種単価の単純平均の伸び率に加えて、労務費の積算への影響の推移を測るのに適する加重平均（※都道府県別・職種別の単価をそれぞれの実労働者数により重み付けした平均）の伸び率も掲載

全職種平均

	全職種加重平均 ^{注1)}		全職種単価の 単純平均の伸び率	全職種単価の 加重平均の伸び率 (A←B)
	新単価(A)	旧単価(B)		
全 国	19,392円	18,632円	+3.3%	+4.1%
被災三県 ^{注2)}	21,105円	20,384円	+3.6%	+3.5%

注1) 加重平均は、平成25年度標本数をもとにラスパイレス方式で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置（継続）

⇒全国全職種平均値の公表を開始した**平成9年度以降で最高値**

参考：近年の公共工事設計労務単価の平均伸び率の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H24比
全 国：	単純平均	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+48.0%
	加重平均	+16.1%	+6.7%	+3.0%	+6.1%	+2.1%	+3.1%	+4.1%	+48.3%
被災三県：	単純平均	+21.0%	+8.4%	+6.3%	+7.8%	+3.3%	+1.9%	+3.6%	+64.0%
	加重平均	+25.5%	+7.1%	+3.1%	+6.8%	+1.8%	+2.9%	+3.5%	+60.4%

平成31年の公共工事設計労務単価改訂状況とそれに伴う要請等

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価概要

公共工事設計労務単価金額
 全 国 (19,392円) 平成30年3月比; **+3.3%** (平成24年度比; **+48.0%**)
 被災三県 (21,105円) 平成30年3月比; **+3.6%** (平成24年度比; **+64.0%**)

近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (H24比)
全 国	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8% (+43.3%)
被災三県	+21.0%	+8.4%	+6.3%	+7.8%	+3.3%	+1.9% (+58.3%)

※金額は加重平均値、伸率は単純平均値

石井国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請(平成31年3月18日)

大臣発言のポイント

- 本年3月から適用する公共工事設計労務単価の対前年比3.3%引き上げや、直轄工事における週休2日工事の労務費の補正係数の継続を踏まえ、労務単価の引き上げが現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながるよう、適切な請負代金で契約し、技能労働者の賃金水準を確保。
- 建設業法等の改正案が閣議決定され、国会に提出された。時間外労働の縮減や週休2日の実現など働き方改革に、引き続き積極的に取り組む。
- 4月より本格的な運用が開始する建設キャリアアップシステムについて、運用開始初年度で100万人、概ね5年で全ての建設技能者の登録を目指し、登録促進に向けて最大限取り組む。
- 新たな在留資格による外国人の受入れについて、建設業界で国内外の優秀な人材に活躍頂けるよう、業界として環境整備に努める。



団体等あて通知発出(平成31年2月22日)

- 建設業団体の長、各都道府県知事等あてに文書を発出
- 新労務単価の速やかな活用、技能者への適切な賃金水準の確保、法定福利費の適切な支払い等を要請

過去に行われた単価引上げに係る要請及び通知状況

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号) 太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請 (平成25年4月18日)

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

平成25年度4月以降の政務三役からの要請状況

- 平成25年10月23日:高木国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成26年 1月30日:高木国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成27年 2月12日:北川国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成28年 2月17日:宮内政務官より建設業団体あて要請
- 平成29年 3月 3日:石井国土交通大臣より建設業団体あて要請
- 平成30年 3月27日:石井国土交通大臣より建設業団体あて要請

平成25年度4月以降の通知発出状況

- 平成26年1月30日付け国土入企第28号
- 平成27年1月30日付け国土入企第26号
- 平成28年1月20日付け国土入企第12号
- 平成29年2月10日付け国土入企第23号
- 平成30年2月16日付け国土入企第27号

